

(専門課程)

「歯科技工所間連携による適正な歯科補てつ物の製作」

抄録:2017年12月1日に第一大白歯へのハイブリッドレジン CAD/CAM 冠が保険収載された。それに伴い、今までは金属アレルギーのある患者のみ保険算定可能だった大白歯への CAD/CAM 冠が、上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において下顎第一大臼歯に使用する場合についても保険算定が認められるようになった。2012年10月に歯科技工指示書の記載事項の見直し及び歯科技工所構造設備基準の施行規則への規定に関する歯科技工士法施行規則(厚生労働省令)の一部が改正され、交付された。歯科技工士法施行規則の第12条(指示書)では、指示書の記載事項は、患者の氏名、設計、作成の方法、使用材料、発行の年月日、発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院または診療所の所在地、当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地となった。また、同日施行された歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について、指示書に基づき歯科補てつ物等の作成等行程の一部を他の開設者(以下「二次受託者」という。)の歯科技工所に引き継ぐ開設者(「一次受託者」という)は、当該二次受託者と当該作成等行程における作成等管理品質管理の適切な実施を確保するため、取り決められた事項を一次受託者及び二次受託者は、双方の取り決め事項を歯科技工録または手順書に記載しなければならないとしている。つまり、歯科技工所間連携により作成される歯科補てつ物については、CAD/CAM 冠に限らず、すべての歯科補てつ物が一次受託者から一部または全部の作成等行程を引き継がれる場合は、指示書、歯科技工録または手順書に記載しなければならないということである。したがって、指示書に基づき作成等行程が2以上にわたるすべての管理者は、委託歯科医師及び2以上にわたる歯科技工所管理者の間の連絡を密にし、共同して歯科補てつ物等の質の確保を怠らなければならないのである。